

令和3年度 介護保険制度改正のお知らせ

介護保険制度が改正されたことに伴い、介護保険サービスを利用した際にかかる費用などに変更がありました。主な変更点をお知らせします。

特定入所者介護サービス費（居住費・食費）の見直し（負担限度額認定）

施設入所されている方や在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、要件の基準となる預貯金等の基準について所得段階に応じて設定することとし、所得段階間の均衡を図ります。

令和3年8月からの居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり） ※太線の枠内が変更箇所です

利用者負担段階	所得の状況 ※1	預貯金等の資産の状況 ※2	居住費（滞在費）				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身：1,000万円以下	490円	0円	820円	490円	300円
	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方	夫婦：2,000万円以下	(320円)				
2	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	単身：650万円以下	490円	370円	820円	490円	390円
		夫婦：1,650万円以下	(420円)				【600円】
3-①	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下	1,310円	370円	1,310円	1,310円	650円
		夫婦：1,550万円以下	(820円)				【1,000円】
3-②	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	単身：500万円以下	1,310円	370円	1,310円	1,310円	1,360円
		夫婦：1,500万円以下	(820円)				【1,300円】

- () の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。
- [] の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。
- ※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。
- ※2 【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下であれば対象となります。

高額介護（介護予防）サービス費の見直し

医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、現行の現役並み所得相当の方の区分を細分化し、新たな限度額を設定します。

令和3年8月からの自己負担限度額（月額） ※太線の枠内が変更箇所です

区 分	限 度 額
課税所得約 690 万円（年収約 1,160 万円）以上の方	140,100 円（世帯）
課税所得約 380 万円（年収約 770 万円）以上～同約 690 万円（年収約 1,160 万円）未満の方	93,000 円（世帯）
課税所得約 145 万円（年収約 383 万円）以上～同約 380 万円（年収約 770 万円）未満の方	44,400 円（世帯）
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400 円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600 円（世帯）
・ 老齢福祉年金受給者の方	24,600 円（世帯）
・ 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方等	15,000 円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000 円（個人）

※平成 30 年度税制改正により令和 3 年度から給与所得控除、公的年金等控除がそれぞれ 10 万円引き下げられ、基礎控除が 10 万円引き上げられました。介護保険制度では、合計所得金額等が調整され、この税制改正による影響で負担が増えることはありません。

【お願い】 給付費の上昇を可能な限り抑えつつ、今後も介護保険制度を安定的に持続させていくためにも、皆さまのご理解ご協力をお願いします。

問 いきいき健康課 介護保険係 ☎ 042(588)5410